

一定の症状の内容

2. 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合

次の①・②のいずれかの症状を呈していること。

症状	備考（対象とする家畜伝染病）
<p>① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（※）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。</p> <p>※ ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかでない場合は、この限りでない。</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザ</p>
<p>② 家きんに対して動物用生物学的製剤（薬事法上の承認を受けたもの）を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザ 又は 低病原性鳥インフルエンザ</p>

※ 対象期間…その日から遡って21日間をいう。

ただし、当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間とする。